

西ノ島町健康づくり推進協議会だより

とって隠岐スリーデーウォーク（町内版）の開催

5月31日（日）とって隠岐スリーデーウォークに併せ、町内版のウォーキング大会を開催しました。

天候が心配されましたが、当日は晴れてウォーキング日和となりました。

町内版には子どもから大人まで40名の方が参加してくださいました。アップダウンがあり、きついコースではありますが、摩天崖からの景色は何度見ても感動します！

思い出づくり、県外の方や外国の方と交流など、楽しいウォーキングができました。

秋の健康ウォーキングも計画しておりますので、町民の皆さんのご参加をお待ちしております！！

がんばるぞー！



頑張って歩いたよ！

大腸がん検診予備日のご案内

今年、大腸がん検診をまだ受けていない方、6月の検診の機会を逃した方は、ぜひこの機会にお申し込ください。

★申込み方法…役場健康福祉課（6）0104まで、電話で申し込みください。

★申込み締切…8月7日（金）

★検診方法…①予約された方には、8月末に、検査容器と案内文を郵送します。②自宅で2日分の便を採取します（1日分でも検査できます）③提出日時・

場所9月10日（木）8時30分～11時30分 場所…特定健診会場（中央公民館）

※健康福祉課窓口、別府支所への提出は受付ませんので、ご了承ください。

★対象…40歳以上

★検診料金…5000円

《キャンセルの場合》封を開けた場合…2000円 未開封の場合…料金はかかりません。特定健診会場へ容器を返却してください。

※無料クーポンをお持ちの方は会場までお持ちください。

「母子父子寡婦福祉資金」予約貸付受付中

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の予約貸付の申請を受付けています。

1 対象となる方

- 平成28年4月の進学等を希望している
- (1) 児童を扶養する母子家庭の母又は父子家庭の父
 - (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
 - (3) 父母のない児童

2 対象となる資金

○児童の進学等を対象とする資金（※貸付はいずれも無利子です）

- ・修学資金…高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
 - ・修業資金…就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
 - ・就学支度資金…就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金
- 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の知識技能習得を対象とする資金

（※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%）

- ・技能習得資金…就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

3 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください

①貸付申請書（※）

②戸籍及び住民票の写し

③島根県税の納税証明書

④前年の収入額が確認できる書類（児童扶養手当証書の写しの提出をもってかえることができます）

⑤修学修業先（技能習得先）調書（※）

⑥修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料

⑦口座振替申出書（※） など

※の用紙は市町村役場にあります

4 申込期間

平成27年8月から平成28年2月末日

5 ご注意

独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金など、他制度による奨学金の貸与を受ける方は、児童の進学等を対象とする資金の対象となりません。

6 問合せ・申込先

西ノ島町役場健康福祉課

TEL: 6・0104

島根県青少年家庭課母子福祉グループ

TEL: 0852・22・6688・6689

児童扶養手当制度をご存知ですか？

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともしない児童を監護・養育している人に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

■児童扶養手当を受けることができる人

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、父または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童をいいます。

① 父母が離婚した児童

② 父または母が死亡した児童

③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

※いずれの場合も国籍は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する場合

などは、この手当は支給されません。

① 母、父または養育者が日本国内に住所がないとき

② 児童が児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に委託されているとき

③ 配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（配偶者が重度障がいの場合を除く）

■児童扶養手当の月額（平成27年4月）

全部支給 42,000円

一部支給 41,990円～9,910円

※第2子には月額5,000円、第3子以降には1人につき月額3,000円ずつ加算されます。

※手当の月額は所得に応じて異なります。

受給者本人または受給者と生計を同じくする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、手当が支給されません。

※手当の受給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年経過したときは手当額の1/2が支給停止となります。ただし、就業していることなどの一定の事由に該当する場合は、必要書類を提出することで一部支給停止の適用除外となります。

■現況届の提出

手当を受けている人は、8月3日から

8月31日までの間に「現況届」を提出し

てください。提出がない場合、手当の支給が遅れたり、受けられなくなる可能性があります。

詳しくは健康福祉課（6）0104までお問い合わせください。